



国民健康保険の仕組みと税率が変わります

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

平成30年4月から、運営主体に県が加わります

厳しい下呂市の国保運営

下呂市の国保加入約4800世帯の4割が、世帯所得が100万円以下であり、年齢構成では、65歳以上の人が過半数を占めています。加入者数は年々減少していますが、高度先進医療や高価な薬剤の普及により、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

安定した国保運営を目指して

下呂市のような小規模な自治体では、安定した国保の運営が困難になると予測されるため、国は平成30年4月から、都道府県も保険者とし、財政運営の責任主体を都道府県とする大改革を実施します。投入される国費3400億円の

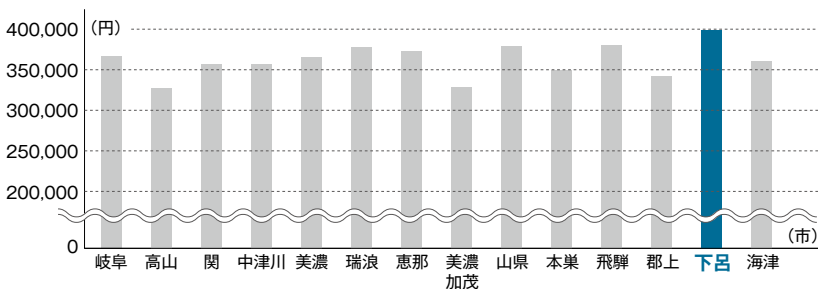
一部と都道府県市町村の拠出金の一部を使い、財政基金を増設し、持続可能な国保制度を目指します。

1人当たりの医療費の高い下呂市

この改革によって、窓口手続きやサービスが大きく変わることはありませんが、県と市での費用負担の考え方が変わります。これまで、各市町村でやりくりしていた会計方法から、各都道府県規模で運営していく方法となります。

これにより、岐阜県では各市町村の医療費水準や所得水準に応じた納付金を算出し、各市町村に請求します。下記のグラフのように、県内の市の中で1人当たりの医療費が最も高い下呂市には、対応の負担が求められること

◆県内市の1人当たりの年間医療費の比較（平成28年度国保）



も予想されます。算出基準については、県と市町村で協議を重ね、決まるのは来春の見込みです。

「受けて安心」年に一度は健康診断を受けましょう

対象年齢を20歳からに拡大

下呂市国保では、本年度から、特定健康診査の対象年齢をこれまでの30歳から20歳に引き下げて実施しています。若いから大丈夫ではなく、若いからこそ、早期発見、早期治療を心掛けましょう。

※特定健康診査とは…糖尿病などの生活習慣病を予防するために国が定めた健診です。

かかりつけ医での健診が可能

下呂市医師会のご協力により「かかりつけ医」での健診も可能で、自己負担額千円程度約9千円分の検査を受けることができます。

毎年受けて、健康管理に役立てましょう！

人間ドックの助成が再開

本年度から、国保加入者の人間ドックに対する助成を再開しました。

助成対象となる医療機関は、県立下呂温泉病院と市立金山病院です。助成金額は、がん検診の助成と合わせ、およそ2万円です。

助成を受けるには、事前の申し込みが必要です。詳しくは、市民課国保係（☎24・2222）まで。



平成29年度の国民健康保険税について

国保税率の見直し

国保税は、①医療分②後期高齢支援分③介護納付分の3区分で構成されています。それぞれの区分で必要額に応じた税率を決定しています。

平成29年度の国保税率を下表のとおり改定します。これは、74歳以下の高齢者の医療費などに応じて配分される前期高齢者交付金が見込みより多く、昨年度の保険給付費が見込みより低く抑えられたことによるものです。

後期高齢支援分と介護納付分の資産割を廃止

下呂市での国保税の算定は、所得割、資産割、1人当たりの均等割、世帯当たりの平等割による4つの要素で算定されてきました。

平成29年度からは、後期高齢支援分と介護納付分の資産割を廃止しました。

介護納付分に、国保会計基金から1千万円を投入し、増税の緩和を図っています。

◆平成29年度の国民健康保険税の税率と税額

区分	①医療分		②後期高齢支援分		③介護納付分		
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	
所得割	加入者の所得に応じて算定	5.30%	4.80%	1.82%	2.30%	1.40%	1.73%
資産割	加入者の資産税に応じて算定	24.35%	20.35%	8.35%	廃止	10.00%	廃止
均等割	加入者の人数に応じて算定	26,300円	23,000円	9,000円	8,800円	9,900円	9,500円
平等割	世帯にかかります	20,900円	18,300円	7,200円	7,800円	5,700円	6,300円

子育て支援!

多子世帯の軽減制度を新設

子育て世帯の支援策として、18歳未満で第三子以降の子にかかる国保税の均等割を軽減します。

該当世帯へ、7月の本算定通知後に再計算し、改めて案内します。申請などの手続きは不要です。

低所得者への軽減対象の拡充

世帯の所得が基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。5割軽減、2割軽減対象世帯の判定基準が拡充されました。なお、7割軽減措置の対象は、従来のままです。

【5割軽減の対象となる世帯】

改正前 前年の世帯所得合計 33万円 + (26.5万円×国保加入者数) 以下の世帯
改正後 前年の世帯所得合計 33万円 + (27万円×国保加入者数) 以下の世帯

【2割軽減の対象となる世帯】

改正前 前年の世帯所得合計 33万円 + (48万円×国保加入者数) 以下の世帯
改正後 前年の世帯所得合計 33万円 + (49万円×国保加入者数) 以下の世帯

健康増進の取り組みへご協力をお願いします!

● 努力している自治体に、より多くの補助金が交付されます

国保は、日本が世界に誇る国民皆保険の制度を支える大切な医療保険です。平成30年度からの改革は、高齢化社会に対応し国保を維持していくための大きな制度改正です。

この改正により、健康増進、医療費の抑制につながる取り組みが、がんばっている市町村には、保険者努力支援として、より多くの補助金が国から交付されます。

例えば、特定健診の受診率や糖尿病重症化予防の取り組み、国保税の収納率向上などで「がんばり度」を判断しようとするものです。

下呂市国保事業へのご理解と協力をお願いします。

